

議案第 39 号

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 1 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大口町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大口町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第18条中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大口町消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた大口町消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の大口町消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第7条の規定により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては大口町は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として<u>33万円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p> | <p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては大口町は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として<u>31万5,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p> |

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「基準政令」という。）の定める基準に従い、各市町村が条例で定めることとなっています。

この度、最近における社会経済情勢に鑑み、葬祭補償の額を改定するため、基準政令が改正されました。これに伴い、大口町消防団員等公務災害補償条例（以下「公務災害補償条例」という。）の一部を改正するものです。

2 改正の概要

公務災害補償条例に規定している、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を改定します。

3 施行期日

公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用します。